

懲戒処分の公表について

本学准教授（50歳代）による本学学生に対するアカデミック・ハラスメントの非違行為があり、東京藝術大学職員就業規則に基づき、平成28年12月22日付けで、停職1月の懲戒処分とした。

このような事態が発生したことは、極めて遺憾なことであり、深くお詫び申し上げます。

二度とこのような事案が起きないよう、更に啓発活動の強化や一層の相談体制の充実を図り、信頼の回復に努めて参ります。

平成28年12月22日

東京藝術大学